

令和7年度 第25回名護博物館友の会総会資料



令和6年12月26日
市役所シーサーの記録調査

令和7年5月21日（水） 於 名護博物館

名護博物館友の会

令和7年度

第25回 名護博物館友の会総会 会次第

1. 会長あいさつ
2. 館長あいさつ
3. 議長選出（案）
4. 議 事
 - 第1号議案 令和6年度 活動報告
 - 第2号議案 令和6年度 決算報告と監査報告について
 - 第3号議案 令和7年度 会長選出、副会長の承認、運営委員の選出（案）
 - 第4号議案 令和7年度 活動計画（案）
 - 第5号議案 令和7年度 予算について（案）
 - 第6号議案 名護博物館友の会会則一部改定について（案）
5. 事務局からの連絡
6. 閉会のことば

令和6年度 名護博物館友の会 活動報告

月	事業名	人数	博物館関連事業等
4月	26日 総会		
5月	3日 GWイベント「草玩具づくりワークショップ」(参加者23名) 24日 屋外展示整備作業(外来種除去等)	8名 6名	
6月	21日 草木染めワークショップ 22日 草木染めワークショップ 28日 屋外展示整備作業(外来種除去等)	5名 5名 5名	
7月	23日 真喜屋小教諭12名 体験講座(草玩具づくり) 25日 屋外展示整備作業(外来種除去等)→屋内作業に変更 27日 沢歩きin名護岳沢コース→延期	4名 3名 -	
8月	3日 名嘉さんと昆虫観察会in国頭村 4日 シーサーお別れ会 22日 屋外展示整備作業(外来種除去等)	19名 5名 3名	
9月	☆ アカハラダカ・サシバ渡り調査(名護岳・嘉津宇岳) 1日 アカハラダカ・サシバ渡り調査事前勉強会・情報交換会 12日 稲田小3年22名 体験講座(草玩具づくり) 26日 屋外展示整備作業(外来種除去等) 28日 アカハラダカ・サシバ渡り観察会	11名 4名 5名 20名	アカハラダカ・サシバ渡り調査
10月	☆ アカハラダカ・サシバ渡り調査(名護岳・嘉津宇岳) ☆ 松の板でイスづくり 9日 稲田小3年22名 出前授業(植物利用座学) 28日 稲藁刈り取り・収集	2名 4名	アカハラダカ・サシバ渡り調査
11月	☆ 松の板でイスづくり 16日 棚原さま 体験講座(草玩具づくり) 21日 沖縄県立博物館友の会視察 28日 屋外展示整備作業(外来種除去等) 30日 県民カレッジ21名 体験講座(草玩具づくり)	3名 6名 2名 3名	
12月	7日 羽地展 出前講座(草玩具づくり) 8日 羽地展 出前講座(草玩具づくり) 8日 名護地域ウォーク活動PR(しめ縄づくり実演) 13日 企画展「平良孝七展 vol.7」ギャラリートーク 20日 稲田小3年22名 出前授業(しめ縄づくり) 26日 市役所シーサーの記録調査	3名 3名 6名 7名 4名 4名	企画展「平良孝七展 vol.7」
1月	29日 真喜屋小1・2年17名 体験講座(草玩具づくり)	4名	
2月	27日 屋外展示整備作業(外来種除去等)	4名	
3月	12日 友の会文化祭(16日まで) 15日 友の会イベント(草玩具づくり・民話の語り)	来場者数 388名	

【その他の活動】

1. 運営委員会：事業の詳細について検討等を行う。
(ア)毎月第1金曜日 17時00分～18時00分
2. ていがんまり部：植物等の自然素材を使ったものづくりの探求・教育普及を行う。
(ア)定例活動：毎月第1・4金曜日 13時00分～15時00分 ものづくり活動
(イ)草木玩具づくりワークショップ：毎月第2土曜日 13時00分～15時00分に開催
(ウ)ていがんまりイベント：不定期開催、事前予約制
(エ)体験講座：博物館を通じて友の会に講師依頼
(オ)出張講座・ワークショップ：学校やイベントへの出張開催
3. カルタ部：「なごはくかるた」の製作・販売・教育普及を行う。
(ア)令和5年5月2日から販売開始（継続中）
4. 生き物部：名護・やんばるの生き物について情報収集・調査記録等を行う。
(ア)名護・やんばる地域の生き物に関する情報収集（LINE活用）
(イ)名護林道の定期観察・記録（月1回程度）
5. 屋外展示環境整備：博物館の屋外展示づくりの一環として下記の作業を行う。
(ア)外来種除去、植物移植、伐採・製材、散策路整備等（月1回程度）
6. やんばる民話の会：やんばるの民話に関する活動行う。
(ア)毎月第2土曜日 13時00分～15時00分 練習活動、イベント開催
7. ランチ会：会員同士の交流の場として開催。
(ア)毎週金曜日 12時00分～13時00分@名護博物館ユンタク机
8. その他、関連する博物館事業等において、講座・イベント、資料整理等で友の会員が個別に参加協力した。

令和6年度 名護博物館友の会 決算

収入	1,026,749
支出	798,231
	228,518

1. 収入の部

項目	R6年度		比較増減	摘要
	当初予算	執行額		
1. 会費	98,000	116,500	18,500	
普通会員(一般)	60,000	67,000	7,000	
普通会員(一般・後期)	5,000	1,500	▲ 3,500	
普通会員(学生)	1,000	0	▲ 1,000	
普通会員(学生・後期)	0	0	0	
家族会員	20,000	32,000	12,000	
家族会員(後期)	0	2,000	2,000	
賛助会員	12,000	14,000	2,000	
2. 寄付金	480,000	391,995	▲ 88,005	ワゴン寄付金箱、古酒甕等
3. 雑収入	50,000	48,100	▲ 1,900	講師代、講座参加費
4. 物品販売	0	0	0	
5. 繰越金	470,154	470,154		
合計	1,098,154	1,026,749		

2. 支出の部

項目	R6年度		比較増減	摘要
	当初予算	執行額		
1. 会議費	50,000	38,300	▲ 11,700	飲食代等
2. 需用費	150,000	189,039	39,039	消耗品代、材料代等
3. 役務費	30,000	40,860	10,860	保険代、振込手数料等
4. 事業費	130,000	220,350	90,350	交通費、講師代等
5. 備品購入費	30,000	188,172	158,172	扇風機、掃除機、シルクスクリーンセット等
6. 交際費	10,000	3,810	▲ 6,190	手土産等
7. 予備費	150,000	117,700	▲ 32,300	シーサー撤去処分工事
合計	550,000	798,231	248,231	

監査報告書



名護博物館友の会
会長 玉城一男 殿

私たちは、名護博物館友の会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の決算書などの会計帳簿について監査を行った結果、適正妥当な会計処理がされていること、また、業務執行については正しく処理されており、収支状況及び財政状況は正しく表示されていると認めます。

以上のとおり、報告いたします。

令和 7 年 5 月 18 日

名護博物館友の会

監事 官里 ひな子 
監事 岸本 和也 

令和7年度 名護博物館友の会 運営委員 (案)

運営委員	会 長	玉城 一男	歴史散歩
	副 会 長	上野 和昌	森の案内人
	〃	小宮 良一	カメラマン
	委 員	大浦 和枝	
	〃	梶原 資子	
	〃	國場 英一郎	元博物館職員
	〃	田仲 康嗣	美術作家／博物館職員
	〃	津波 孝志	元博物館職員
	〃	手登根 千津子	やんばる民話の会
	〃	園田 美穂子	
	〃	吉田 純	名護博物館長
監査委員	監 事		
	〃		
事務局	事務局長	山田 沙紀	博物館職員
	会 計	村田 尚史	文化課職員

名護博物館職員 (令和7年5月21日現在)

館 長	吉田 純	<博物館 学芸係>		<清掃員>
特任館長	—	係 長	稲福 英希	島袋 節子
<博物館 管理係>		職 員	比嘉 貴子	大嶺 行男
係 長	池原 有沙	職 員	宮里 ひな子	宮城 佐江子
主 査	長山 佳司	職 員	城田 辰也	
職 員	岸本 和也	会計年度職員	平 貢	
会計年度職員	山田 沙紀	会計年度職員	田仲 康嗣	
会計年度職員	比嘉 美香	会計年度職員	島袋 南	
会計年度職員	伊良波 咲子	会計年度職員	上窪 心聖	
会計年度職員	安次富 圭祐	会計年度職員	山城 千香子	
		会計年度職員	比嘉 万里杏	

博物館協議委員

(令和7年5月21日現在)

委 員 長	平良 次子
副委員長	比嘉 義亮
委 員	渡具知 伸
委 員	上開地 広美
委 員	大城 勝

令和7年度 名護博物館友の会 活動計画（案）

月	事業名	関連する博物館事業（予定）
4		企画展「標本展」(4/26～)
5	GW 草木玩具づくりワークショップ 標本作りワークショップ	企画展「標本展」(～5/18)
6	沢歩き	
7	草木染めワークショップ	
8	夏休みイベント（草玩具づくり、民話の語り）	
9	アカハラダカ・サシバ渡り調査勉強会&観察会 アカハラダカ・サシバ渡り調査	アカハラダカ・サシバ渡り調査
10	アカハラダカ・サシバ渡り調査	アカハラダカ・サシバ渡り調査
11	ピトウ漁に関する講演会 自然観察会 in 嘉陽	企画展「くじら展」
12	かまどで琉球菓子づくり	
1	「名護岳の自然展」 in 名護博物館 名護岳の自然観察会	
2	植樹会・植物名札イベント	
3	文化祭	

【その他の活動】

- 運営委員会：事業の詳細について検討等を行う。
(ア)毎月第1金曜日 17時00分～18時00分
- ていがんまり部：植物等の自然素材を使ったものづくりの探求・教育普及を行う。
(ア)定例活動：毎月第1・4金曜日 13時00分～15時00分 ものづくり活動
(イ)草木玩具づくりワークショップ：毎月第2土曜日 13時00分～15時00分に開催
(ウ)ていがんまりイベント：不定期開催、事前予約制
(エ)体験講座：博物館を通じて友の会に講師依頼
(オ)出張講座・ワークショップ：学校やイベントへの出張開催
- カルタ部会：「なごはくかるた」の製作・販売・教育普及を行う。
(ア)令和5(2023)年5月2日から販売開始（継続中）
- 生き物部：名護・やんばるの生き物について情報収集・調査記録等を行う。
(ア)名護・やんばる地域の生き物に関する情報収集（LINE活用）
(イ)名護林道の定期観察・記録（月1回程度）
- 屋外展示環境整備：博物館の屋外展示づくりの一環として下記の作業を行う。
(ア)外来種除去、植物移植、伐採・製材、散策路整備等（月1回程度）
- やんばる民話の会：やんばるの民話に関する活動を行う。
(ア)毎月第2土曜日 13時00分～15時00分 練習活動、イベント開催
- ランチ会：会員同士の交流の場として開催する。
(ア)毎週金曜日 12時00分～13時00分@名護博物館ユンタク机
- その他、博物館活動に関連する協力作業事業も博物館と協議の上、適宜実施する。

令和7年度 名護博物館友の会 予算

収入	776,518
支出	776,518
	0

1. 収入の部

項目	R6予算額	R7予算額	比較増減	摘要
1. 会費	98,000	98,000	0	
普通会員(一般)	60,000	60,000	0	1000×60
普通会員(一般・後期)	5,000	5,000	0	500×10
普通会員(学生)	1,000	1,000	0	500×2
普通会員(学生・後期)	0	0	0	
家族会員	20,000	20,000	0	2000×10
家族会員(後期)	0	0	0	
賛助会員	12,000	12,000	0	3000×4
2. 寄付金	480,000	400,000	▲ 80,000	
3. 雑収入	50,000	50,000	0	
4. 物品販売	0	0	0	
5. 繰越金	470,154	228,518		
合計	1,098,154	776,518		

2. 支出の部

	R6予算額	R7予算額	比較増減	
1. 会議費	50,000	50,000	0	
2. 需用費	150,000	200,000	50,000	
3. 役務費	30,000	30,000	0	
4. 事業費	130,000	250,000	120,000	植物移植100,000
5. 備品購入費	30,000	110,000	80,000	酒甕80,000
6. 交際費	10,000	20,000	10,000	
7. 予備費	150,000	116,518	▲ 33,482	
合計	550,000	776,518	226,518	

※ 収入の会費については、令和6年度の実績に基づき予算を組んでいます。

※ 支出の備品購入費については、事業で必要となる備品購入を行うことを運営委員会で検討しております。

名護博物館友の会会則 新旧対照表

(下線部分は、改正箇所)

改正案	現行
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(会員)</p> <p>第4条 本会の目的に賛同する個人及び団体とし、所定の会費の納入を経て会員となる。</p> <p><u>2</u> 会員には会員証を交付する。</p> <p><u>3</u> 会員の資格は、1年更新とする。</p> <p><u>4</u> <u>会員証は、他人に譲渡若しくは貸与することはできないものとする。</u></p> <p>(会費)</p> <p>第5条 本会の会費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通会員 一般 年額 1,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">大学生、小・中・高校生 年額 500円</p>	<p>(名称及び事務局)</p> <p>第1条 本会は、名護博物館友の会と称し、事務局を名護博物館（以下「博物館」という。）内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会は、博物館活動に参加、協力し、会員相互の教養と親睦を深め、地域文化の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。</p> <p>(1) 講演会、研究会及び展示会の開催</p> <p>(2) 会報等の発行</p> <p>(3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(会員)</p> <p>第4条 本会の目的に賛同する個人及び団体とし、所定の会費の納入を経て会員となる。</p> <p><u>(1)</u> 会員には会員証を交付する。</p> <p><u>(2)</u> 会員の資格は、1年更新とする。</p> <p>(会費)</p> <p>第5条 本会の会費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 普通会員 一般 年額 1,000円</p> <p style="padding-left: 40px;">大学生、小・中・高校生 年額 500円</p>

<p><u>(2) 家族会員 年額 2、000円</u></p> <p><u>(3) 賛助会員（本会の目的に賛同する団体または個人） 年額 3、000円以上</u></p> <p><u>2 会費は、毎会計年度開始から1ヶ月以内に納入するものとする。ただし、新規加入者は、入会時に納入するものとする。</u></p> <p><u>3 10月1日以降に新たに入会する会員の会費は、年額会費の半額とする。</u></p> <p><u>(4) 年の途中で退会した場合の会費は払い戻さない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定による会費のほか、特別な事業に参加するときは、別に実費を徴収することができる。</u></p> <p><u>(届出事項の変更等)</u></p> <p><u>第6条 会員は、氏名、住所等、入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、その内容を事務局にすみやかに届け出るものとする。</u></p> <p><u>2 会員は、前項の届出を怠ったために事務局からの送付書類等が延着又は不到着となっても、異議を申し述べることができないものとする。</u></p> <p><u>(会員証の紛失、盗難等)</u></p> <p><u>第7条 会員が会員証を紛失し、又は盗難にあった場合は、直ちに事務局へ連絡し、再発行の手続きを行うものとする。</u></p> <p><u>(退会等)</u></p> <p><u>第8条 会員が虚偽の申告、会員証の転貸、その他規約に違反した場合、他の会員に迷惑をかけるなどして、会員としてふさわしくない行為を行なった場合、または反社会的勢力等、会員として不適切と認められたとき、運営委員会は、会員の資格を取り消すことができるものとする。</u></p> <p><u>2 会員はいつでも退会できるものとする。</u></p> <p><u>3 退会又は資格の喪失が会員期間の途中であっても、会費は返還しないものとする。</u></p>	<p>家族会員 年額 2、000円</p> <p>賛助会員（本会の目的に賛同する団体または個人） 年額 3、000円以上</p> <p><u>(2) 会費は、毎会計年度開始から1ヶ月以内に納入するものとする。ただし、新規加入者は、入会時に納入するものとする。</u></p> <p><u>(3) 10月1日以降に新たに入会する会員の会費は、年額会費の半額とする。</u></p> <p><u>(4) 年の途中で退会した場合の会費は払い戻さない。</u></p> <p><u>(5) 第1項の規定による会費のほか、特別な事業に参加するときは、別に実費を徴収することができる。</u></p>
--	---

<p><u>(個人情報の利用目的)</u></p> <p><u>第9条 会員の氏名、住所等入会申込書に記載された会員の個人情報は、次の目的で利用する。</u></p> <p><u>(1) 会員を対象とした事業やサービスの案内。</u></p> <p>第10条 省略</p> <p>(会員の特典)</p> <p>第11条 会員は次の特典を受けることができる。</p> <p>(1) 博物館の企画展、講演会、その他の行事への案内。</p> <p>(2) 常設展の入場無料 <u>(ただし賛助会員の団体利用は除く)。</u></p> <p>(3) その他、博物館が提供するサービスのうち、館長が必要と認めたもの。</p> <p>(役員)</p> <p>第12条 本会に次の役員を置き、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、次年度の役員が選出されるまでは、前年度の役員が職務を行うものとする。</p> <p>(1) 会長 1人 本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(2) 副会長 2人 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>(3) 運営委員 若干名 本会の運営を協議し、<u>事業を実行する。</u></p> <p>(4) 監事 2人 会計を監査する。</p> <p>(5) 事務局長 1人 事務局の運営を掌る。</p>	<p>(経費)</p> <p>第6条 本会の運営に要する経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。</p> <p>(会員の特典)</p> <p>第7条 会員は次の特典を受けることができる。</p> <p>(1) 博物館の企画展、講演会、その他の行事への案内。</p> <p>(2) 常設展の入場無料。</p> <p>(3) その他、博物館が提供するサービスのうち、館長が必要と認めたもの。</p> <p>(役員)</p> <p>第8条 本会に次の役員を置き、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、次年度の役員が選出されるまでは、前年度の役員が職務を行うものとする。</p> <p>(1) 会長 1人 本会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(2) 副会長 2人 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。</p> <p>(3) 運営委員 若干名 本会の運営を協議する。</p> <p>(4) 監事 2人 会計を監査する。</p> <p>(5) 事務局長 1人 事務局の運営を掌る。</p>
--	--

第13条～第14条 省略

(会議)

第15条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が召集し、事業に関すること、予算及び決算関係、役員の選出及び承認、会則の改廃等重要事項を図る。ただし、定期総会は、会計年度の終了後2ヶ月以内に開催する。

(2) 運営委員会は、正副会長、事務局長、顧問及び運営委員によって構成し、会長が必要に応じて召集する。

2 緊急を要する場合は、運営委員会をもって臨時総会にかえることができる。ただし、この場合は次回の定期総会にこの結果を報告する。

3 会議事項の決定は、出席者の過半数の同意により決議する。

(事務局)

第16条 本会の事務を掌るため事務局を置く。

2 事務局に事務局長、会計を置く。

3 事務局長は、会員の中からその他の職員を置くことができる。

(役員の選出及び承認)

第9条 役員の選出は次により行う。

(1) 会長は、会員の中から総会において選出する。

(2) 副会長は、会長が推薦し総会において承認する。

(3) 運営委員は、会員の中から総会において選出する。

(4) 監事は、会員の中から総会において選出する。

(5) 事務局長は、会長が推薦し総会において承認する。

(顧問)

第10条 本会に会長が運営委員会の同意を得て、顧問を置くことができる。

(会議)

第11条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が召集し、事業に関すること、予算及び決算関係、役員の選出及び承認、会則の改廃等重要事項を図る。ただし、定期総会は、会計年度の終了後2ヶ月以内に開催する。

(2) 緊急を要する場合は、運営委員会をもって臨時総会にかえることができる。ただし、この場合は次回の定期総会にこの結果を報告する。

(3) 運営委員会は、正副会長、事務局長、顧問及び運営委員によって構成し、会長が必要に応じて召集する。

(4) 会議事項の決定は、出席者の過半数の同意により決議する。

(事務局)

第12条 本会の事務を掌るため事務局を置く。

(1) 事務局に事務局長、会計を置く。

(2) 事務局長は、会員の中からその他の職員を置くことができる。

名護博物館友の会会則（案）

（名称及び事務局）

第1条 本会は、名護博物館友の会と称し、事務局を名護博物館（以下「博物館」という。）内に置く。

（目的）

第2条 本会は、博物館活動に参加、協力し、会員相互の教養と親睦を深め、地域文化の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）講演会、研究会及び展示会の開催
- （2）会報等の発行
- （3）その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 本会の目的に賛同する個人及び団体とし、所定の会費の納入を経て会員となる。

- 2 会員には会員証を交付する。
- 3 会員の資格は、1年更新とする。
- 4 会員証は、他人に譲渡若しくは貸与することはできないものとする。

（会費）

第5条 本会の会費は、次のとおりとする。

- （1）普通会員 一般 年額 1,000円
大学生、小・中・高校生 年額 500円
- （2）家族会員 年額 2,000円
- （3）賛助会員（本会の目的に賛同する団体または個人） 年額 3,000円以上

- 2 会費は、毎会計年度開始から1ヶ月以内に納入するものとする。ただし、新規加入者は、入会時に納入するものとする。
- 3 10月1日以降に新たに入会する会員の会費は、年額会費の半額とする。
- 4 第1項の規定による会費のほか、特別な事業に参加するときは、別に実費を徴収することができる。

（届出事項の変更等）

第6条 会員は、氏名、住所等、入会申込書に記載した事項に変更が生じたときは、その内容を事務局にすみやかに届け出るものとする。

2 会員は、前項の届出を怠ったために事務局からの送付書類等が延着又は不到着となっても、異議を申し述べることができないものとする。

（会員証の紛失、盗難等）

第7条 会員が会員証を紛失し、又は盗難にあった場合は、直ちに事務局へ連絡し、再発行の手続きを行うものとする。

（退会等）

第8条 会員が虚偽の申告、会員証の転貸、その他規約に違反した場合、他の会員に迷惑をかけるなどして、会員としてふさわしくない行為を行なった場合、または反社会的勢力等、会員として不適切と認められたとき、運営委員会は、会員の資格を取り消すことができるものとする。

- 2 会員はいつでも退会できるものとする。
- 3 退会又は資格の喪失が会員期間の途中であっても、会費は返還しないものとする。

（個人情報の利用目的）

第9条 会員の氏名、住所等入会申込書に記載された会員の個人情報は、次の目的で利用する。

- （1）会員を対象とした事業やサービスの案内。

（経費）

第10条 本会の運営に要する経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会員の特典)

第11条 会員は次の特典を受けることができる。

- (1) 博物館の企画展、講演会、その他の行事への案内。
- (2) 常設展の入場無料（ただし賛助会員の団体利用は除く）。
- (3) その他、博物館が提供するサービスのうち、館長が必要と認めたもの。

(役員)

第12条 本会に次の役員を置き、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、次年度の役員が選出されるまでは、前年度の役員が職務を行うものとする。

- (1) 会長 1人 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 2人 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 運営委員 若干名 本会の運営を協議し、事業を実行する。
- (4) 監事 2人 会計を監査する。
- (5) 事務局長 1人 事務局の運営を掌る。

(役員を選出及び承認)

第13条 役員を選出は次により行う。

- (1) 会長は、会員の中から総会において選出する。
- (2) 副会長は、会長が推薦し総会において承認する。
- (3) 運営委員は、会員の中から総会において選出する。
- (4) 監事は、会員の中から総会において選出する。
- (5) 事務局長は、会長が推薦し総会において承認する。

(顧問)

第14条 本会に会長が運営委員会の同意を得て、顧問を置くことができる。

(会議)

第15条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長が召集し、事業に関すること、予算及び決算関係、役員を選出及び承認、会則の改廃等重要事項を図る。ただし、定期総会は、会計年度の終了後2ヶ月以内に開催する。
 - (2) 運営委員会は、正副会長、事務局長、顧問及び運営委員によって構成し、会長が必要に応じて召集する。
- 2 緊急を要する場合は、運営委員会をもって臨時総会にかえることができる。ただし、この場合は次回の定期総会にこの結果を報告する。
- 3 会議事項の決定は、出席者の過半数の同意により決議する。

(事務局)

第16条 本会の事務を掌るため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、会計を置く。
- 3 事務局長は、会員の中からその他の職員を置くことができる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。ただし、平成13年度会計は3月31日に始まり、翌年の3月31日までとする。

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り処理する。

附 則

(施行期日)

第19条

- 1 この会則は、平成13年3月1日から施行する。
- 2 平成28年4月21日より、本改定版を施行する。
- 3 令和7年5月21日より、本改定版を施行する。